

妊産婦・乳児タクシー利用料の一部助成について

妊産婦や乳児が健診や予防接種等でタクシーを利用した際の費用の一部を助成します。

1 対象者

- (1) 妊産婦
- (2) 生後1歳未満の乳児および保護者



2 対象となるタクシー費用

- (1) 妊産婦健康診査
- (2) 妊婦歯科健康診査
- (3) 産科医療機関で行うマタニティクラスや両親学級受講
- (4) 出産のための入退院
- (5) 妊産婦又は乳児の体調不良等による医療機関への受診
- (6) 乳児健康診査受診
- (7) 乳児の予防接種
- (8) その他市長が特に必要と認めるもの

3 助成金の額

タクシー利用1回につき、2,000円を上限。

1回の妊娠につき、20回の利用を上限。※往復での利用は2回分となります。

4 利用期間

母子健康手帳交付後からお子さんが1歳になる前日まで

5 利用方法

- (1) タクシーを利用する。
- (2) 降車時にレシート（領収書）を受け取る。
- (3) おやこ・まるまるサポートセンターへ申請

タクシーを利用した日から6か月以内に下記の書類を提出してください。

（6か月以内であれば、数回分をまとめて申請することも可です。）

＜提出書類＞

- ① 妊産婦・乳児タクシー利用料助成申請書（様式第1号）
- ② タクシーの利用日および利用料金がわかる書類（利用時のレシートや領収書など）
- ③ 振込先金融機関等の預貯金通帳等の写し
- ④ 健診、受診、入退院、予防接種の日付がわかるもの（母子健康手帳の「妊娠の経過」や「退院時の記録」のページ、病院の領収書など）

- (4) 書類の内容を確認後、助成金をお支払いします。

裏面へ⇒

6 タクシー会社について

どちらのタクシー会社を利用されても助成の対象となります。

7 注意事項

- (1) 助成金の支給申請に当たり、つくばみらい市が保有する公簿等により、居住状況について確認すること及び必要に応じて医療機関へ受診状況等の確認をする場合があります。
- (2) 申請者が偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるときは、助成金の返還を求める場合があります。

お知らせ！

陣痛時に対応可能なタクシー会社について

陣痛時等に対応可能なつくばみらい市内及び近隣のタクシー事業者についてご紹介します。

詳細は、事前に各事業者にお問い合わせし、対応状況を確認してからご利用ください。

(登録制の陣痛タクシーとは異なりますので、緊急時や配車状況によって対応できない場合があります。)

事業者	住 所	連絡先	営業時間
ふくろう福祉タクシー (株式会社守谷福祉協会)	守谷市大柏 1007-24	0297-34-0294	24 時間対応可
守谷タクシー有限会社	守谷市本町 348-1	0297-48-0009	24 時間対応可
さくらタクシー (さくら住宅株式会社)	つくばみらい市細代 704-1	0297-21-5080	6:00~26:00 上記時間外対応不可
有限会社常陽観光タクシー	つくばみらい市小張 4775-1	0297-58-0535	6:00~22:00 上記時間外対応不可